鳥取県がん対策推進県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県がん対策推進県民会議(以下「県民会議」という。) に関し 必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

- 第2条 県民会議は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を 協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。
 - (1)鳥取県がん対策推進計画に基づくがん対策の推進及び同計画の評価及び見直しに関する事項。
 - (2) 鳥取県がん対策条例に基づくがん対策の推進に関する事項。
 - (3) その他本県のがん対策の推進に関して必要と認められる事項。

(組織)

第3条 県民会議は、委員37人以下をもって組織する。

(委員)

- 第4条 県民会議の委員は、別紙に掲げる構成団体に属する者のうちから、知事が任命する。
- 2 知事は、必要と認めた場合には、前項によらず委員を任命できるものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

- 第5条 県民会議に座長及び副座長を置き、座長の選任は互選とする。
- 2 副座長は、座長が指名する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 県民会議の議長は、座長とする。
- 2 県民会議は、県民会議の庶務を行う所属の長が招集する。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課内において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に 定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

別紙(第4条関係)

構成団体	備考
鳥取県医師会	
烏取大学医学部	がん登録
鳥取県がん診療連携拠点病院	
緩和ケア関連医療機関	
鳥取県薬剤師会	
鳥取県看護協会	がん専門看護、訪問看護
鳥取県放射線技師会	
がん相談支援関係	
患者・家族の会	
事業者	
日本対がん協会鳥取県支部	
報道機関	
学校教育関係	
市町村	